

ビジョン設定の主旨 (諮問書より)		本市の住民センターは、大阪府内でも数少ない市保有の形態で、昭和40年代後半から昭和50年代の人口急増期を中心に整備を行い、地域住民の交流の場や葬儀での利用など、住民自治を推進する上で重要な役割を果たしてきました。しかしながら、近年は葬儀の利用が減少し、自治会主体のサロンやカフェなど地域交流や各種団体の活動拠点としての利用が増加するなか、条例に使用の範囲が規定されていることから地域の要求にこたえられない場合も出てきています。また、地域によって住民センターの利活用の頻度に著しい差が生じ、あわせて老朽化が進む施設の改修や耐震補強については、市の厳しい財政状況を背景に、十分な対応ができていない状況となっています。					
		こうした状況を踏まえ、住民センターをこれまで以上に地域のつながりや活性化を図る拠点として、地域の自主的な裁量や創意工夫により、柔軟かつ有効に活用できるよう、施設の再配置や地域への移譲を含め、住民の方々のご理解とご協力のもと持続可能な施設へ転換し、くらしやすい地域づくりに取り組むための拠点施設とするため、大枠のビジョン(案)を設定するものです。なお、本構想を具現化する際には市民参画手続条例に基づき進めることとする。					
期間	柔軟かつ有効活用を図るため			持続可能な施設とするため			審議会で頂いたご意見と対応施策(案)
	活用の姿	地域の役割	行政の役割	運営の姿	地域の役割	行政の役割	
R4	① 利用制限の緩和による活用促進 ↓ ② 様々な団体の施設利用。 ↓ ③ (施設廃止に伴う利用対象区域再編) ↓ ④ 住民自治による活動拠点施設への転換。	① 施設利用度向上策の検討と実施。 ② 地域住民の交流のさらなる活性化に向けた取り組みの実施。 ③ 地域福祉団体等が行っている活動を通じて、地域居住者の利用の促進。 ④ [地縁団体等の設立]	① 施設利用促進のため、「阪南市立住民センター条例施行規則」の一部を改正。 ② 指定管理者による住民センターの自主運営力を高めていただくため、地域住民の交流のさらなる活性化に向けた支援を行う。 ③ 自治会の地縁団体登録や管理組合の設立等、施設の受け皿づくりの手法を調査検討すると共に、併せて運営主体変更後の公民の役割の整理。 ④ 立地が高齢者等の利用に不便な施設について、空き家を利活用し、誰もが利用しやすい施設への転換を図る。国の交付金制度〔例：現在の「社会資本整備総合交付金」(空き家再生等推進事業 etc.)〕を活用した補助制度の創設。 ⑤ 自主運営される施設の耐震改修及びバリアフリー化等のリフォームの実施。 ⑥ より地域で柔軟な活用を図るためには、市条例の適用を受けない施設への転換が必要となるため、自治会の地縁団体登録等を促進し、施設を地域へ移譲、指定管理者制度の廃止。 ⑦ [施設の所有権移転登記。]	① 自主運営を展望し、指定管理者による使用料収入の全額管理と併せて維持管理費の一部指定管理者負担による運営。 ↓ ② 指定管理者による維持管理費の全額負担による運営。 ↓ ③ 指定管理者による修繕費の一部負担による運営。 ↓ ④ 自主管理・自主運営。	① 施設利用度向上策の検討と実施。 ② 地域の実情に応じた減免運用の見直し。 ③ 自治会財政の収支バランスの確立と黒字化。 ④ (利用ニーズの無い施設の廃止。) ⑤ 地域の憩いの場として、自分たちの施設である意識を高めて施設を利用していただくため、施設修繕費の指定管理者による一部負担制度を創設。 ⑥ 光熱水費を含む維持管理費の指定管理者による負担を求める。 ⑦ 積み立てられた(仮)住民センター施設運営基金を活用した施設改修補助制度を創設。 ⑧ 自主管理・自主運営される施設を地域のコミュニティ施設として維持し続けていただくために、施設改修補助制度の運用を開始する。(耐震補強、外壁塗装、大規模改修、建替え等)	① 指定管理者(自治会等)との話し合い。 ② 利用者負担の観点から、現状の利用実態に対する施設維持管理費用の内、光熱水費について、段階的に指定管理者による負担を求め、得た市の効果額分を施設改修等に要する費用に充当するための(仮)住民センター施設運営基金を創設し、確実に基金として積み立てる。 ③ 自主運営に向けた自治会財源確保のため、地域活動助成制度を既存補助制度の見直しと併せて再構築する。 ④ (利用ニーズの無い施設の廃止。) ⑤ 地域の憩いの場として、自分たちの施設である意識を高めて施設を利用していただくため、施設修繕費の指定管理者による一部負担制度を創設。 ⑥ 光熱水費を含む維持管理費の指定管理者による負担を求める。 ⑦ 積み立てられた(仮)住民センター施設運営基金を活用した施設改修補助制度を創設。 ⑧ 自主管理・自主運営される施設を地域のコミュニティ施設として維持し続けていただくために、施設改修補助制度の運用を開始する。(耐震補強、外壁塗装、大規模改修、建替え等)	① 習い事等で利用したいが、条例規則に抵触するため利用できない。 ↓ 【対応施策】 利用制限の緩和「条例施行規則」の一部改正。 ↓ 自主運営。 ② 道路から建物までの間に階段があり、高齢者には不便な施設がある。 ↓ 【対応施策】 立地条件の良い空き家を集会所として利活用。 ③ 施設の耐震化やバリアフリー化、及びトイレの男女別化や洋式化。 ↓ 【対応施策】 自主運営に変更する施設のリフォームを実施。
R27	[阪南市公共施設等総合管理計画期間]						本構想を具現化する際には市民参画手続条例に基づき進めることとする。